

令和元年度

第2回

八雲町介護保険事業運営委員会



日 時：令和 2年 3月18日（木） 午後1時30分

場 所：八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ第1・2会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 議 題

(1) 報告事項

① 八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の新規指定及び指定の更新について

P. 1 ~ P. 2

(2) 協議事項

① 第8期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査の実施について

P. 3

② 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について

P. 4

4 その他

P. 5

5 閉 会

八雲町議会（本）第15回定例会 第10号議案

八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の新規指定及び指定の更新について

(1) 報告事項

① 八雲町外に所在する指定地域密着型サービス事業所の 新規指定及び指定の更新について

1. 新規指定事業所

<指定事業所情報>

地域密着型サービスの種類		小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
申請者	名称	株式会社マルエイ
	主たる事務所の所在地	二海郡八雲町栄町 2-4
	代表者の職名・氏名	代表取締役 磯部 正英
事業所	名称	小規模多機能型居宅介護事業所 あさがお
	所在地	久遠郡せたな町北檜山区豊岡 139 番 7
	管理者	野坂 祐文
	登録定員	20 人
指定年月日		令和元年 11 月 1 日
指定有効年月日		令和 7 年 10 月 31 日

2. 指定更新事業所

<指定更新事業所情報>

地域密着型サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
申請者	名称	株式会社 鈴木総合サービス
	主たる事務所の所在地	山越郡長万部町字富野 112 番地の 24
	代表者の職名・氏名	代表取締役 鈴木 敏夫
事業所	名称	株式会社 鈴木総合サービス グループホーム平里の家
	所在地	山越郡長万部町字平里 43 番地の 23
	管理者	高橋 秀昭
	入所定員	36 人
指定年月日		平成 25 年 10 月 26 日
指定満了年月日		令和元年 10 月 25 日
更新指定年月日		令和元年 10 月 26 日
更新指定満了年月日		令和 7 年 10 月 25 日

<指定更新事業所情報>

地域密着型サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
申請者	名称	社会福祉法人 幸清会
	主たる事務所の所在地	虻田郡洞爺湖町大原 105 番地 1
	代表者の職名・氏名	理事長 大久保 幸積
事業所	名称	グループホーム幸豊ハイツ・ほのぼの
	所在地	虻田郡豊浦町字大岸 151 番地 18
	管理者	鈴木 卓也
	入所定員	9 人
指定年月日		平成 26 年 4 月 1 日
指定満了年月日		令和 2 年 3 月 31 日
更新指定年月日		令和 2 年 4 月 1 日
更新指定満了年月日		令和 8 年 3 月 31 日

<指定更新事業所情報>

地域密着型サービスの種類		地域密着型通所介護
申請者	名称	社会福祉法人 今金町社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	瀬棚郡今金町字今金 17 番地の 2
	代表者の職名・氏名	会長 渡邊 茂
事業所	名称	デイサービスセンターとしべつ
	所在地	瀬棚郡今金町字今金 17 番地の 2
	管理者	苅屋 秀慶
	利用定員	18 人
指定年月日 (みなし指定)		平成 26 年 4 月 1 日 (平成 28 年 4 月 1 日)
指定満了年月日		令和 2 年 3 月 31 日
更新指定年月日		令和 2 年 4 月 1 日
更新指定満了年月日		令和 8 年 3 月 31 日

【指定更新制度について】

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され、介護保険事業者の指定について 6 年毎に更新することが義務付けられ、更新を行わない場合又は、更新手続きが間に合わない場合には、有効期間の経過により指定の効力を失うこととなる。

(2) 協議事項

①第8期介護保険事業計画策定に向けた

アンケート調査の実施について

【別紙1】

② 指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について

【別紙 2 参照】

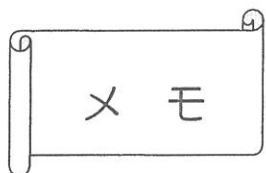
<指定更新事業所情報>

地域密着型サービスの種類		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
申請者	名称	社会福祉法人 八雲会
	主たる事務所の所在地	八雲町大新 47 番地 4
	代表者の職名・氏名	理事長 松崎 忠行
事業所	名称	ユニット型地域密着型 特別養護老人ホーム厚生園
	所在地	八雲町大新 47 番地 4
	管理者	杉本 平和
	入所定員	14 人
指定年月日		平成 26 年 4 月 1 日
指定満了年月日		令和 2 年 3 月 31 日
更新指定年月日		令和 2 年 4 月 1 日
更新指定満了年月日		令和 8 年 3 月 31 日

【指定更新制度について】

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され、介護保険事業者の指定について 6 年毎に更新することが義務付けられ、更新を行わない場合又は、更新手続きが間に合わない場合には、有効期間の経過により指定の効力を失うこととなる。

4 その他



A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 15 lines.

